

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条
例

葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）の
一部を次のように改正する。

（別紙）

令和4年6月8日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

官民連携事業における公募型プロポーザル方式の事業者選定に関わる
審議及び審査する葉山町下水道事業公募型プロポーザル方式事業者選定
委員会を、地方自治法第138条の4第3項の附属機関として新たに設置
するとともに、委員の報酬の額を定める必要があるため、提案するもの
であります。

葉山町条例第 号

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	葉山町公共下水道審議会	公共下水道事業の運営に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	14人以内	を
-----	-------------	---------------------------------------------------------	-------	---

」

「

葉山町公共下水道審議会	公共下水道事業の運営に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	14人以内	に改める。
葉山町下水道事業公募型プロポーザル方式事業者選定委員会	官民連携事業における公募型プロポーザル方式の事業者選定に関わる審議及び審査に関すること。	5人以内	

」

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年葉山町条例第201号）の一部を次のように改正する。

「

別表第1中	公共下水道審議会委員	日額 9,000円	を
-------	------------	-----------	---

」

「

公共下水道審議会委員	日額 9,000円	に改める。
下水道事業公募型プロポーザル方式事業者選定委員会委員	日額 15,000円	

」

条例の概要

題 名

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

官民連携事業における公募型プロポーザル方式の事業者選定に関わる審議及び審査する葉山町下水道事業公募型プロポーザル方式事業者選定委員会を、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の附属機関として新たに設置するとともに、委員の報酬の額を定めることとした。

2 内 容

町長の附属機関として葉山町下水道事業公募型プロポーザル方式事業者選定委員会を置き、委員の報酬を日額 15,000 円とした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

【本則】葉山町附属機関の設置に関する条例新旧対照表

改正後				改正前				
葉山町附属機関の設置に関する条例 平成7年7月8日条例第13号				葉山町附属機関の設置に関する条例 平成7年7月8日条例第13号				
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	
町長	(略)			町長	(略)			
	葉山町公共下水道審議会	公共下水道事業の運営に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	14人以内		葉山町公共下水道審議会	公共下水道事業の運営に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	14人以内	
	葉山町下水道事業公募型プロポーザル方式事業者選定委員会	官民連携事業における公募型プロポーザル方式の事業者選定に関わる審議及び審査に関すること。	5人以内					
	(略)				(略)			

【附則】葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日条例第201号 別表第1（第2条関係）	葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日条例第201号 別表第1（第2条関係）																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>公共下水道審議会委員</td> <td style="text-align: right;">日額 9,000円</td> </tr> <tr> <td>下水道事業公募型プロポーザル方式事業者 選定委員会委員</td> <td style="text-align: right;">日額 15,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	(略)		公共下水道審議会委員	日額 9,000円	下水道事業公募型プロポーザル方式事業者 選定委員会委員	日額 15,000円	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>公共下水道審議会委員</td> <td style="text-align: right;">日額 9,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	(略)		公共下水道審議会委員	日額 9,000円	(略)	
区分	報酬額																		
(略)																			
公共下水道審議会委員	日額 9,000円																		
下水道事業公募型プロポーザル方式事業者 選定委員会委員	日額 15,000円																		
(略)																			
区分	報酬額																		
(略)																			
公共下水道審議会委員	日額 9,000円																		
(略)																			
備考 (略)	備考 (略)																		